【規定例　１】

（母性健康管理）

第○条　女性社員が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することを認める。

有　給

○○％有給

無　給

２　前項の通院時間については　　　　　　　　　とする。

第○条　妊娠中及び出産後１年以内の女性社員が、健康診査等を受け医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために、勤務時間の変更、勤務の軽減等を認める。

有　給

○○％有給

無　給

２　前項の措置のうち、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃金の取扱いは、

　　　とする。